

号外第11（令和3年9月10日発行）	発行日 5日、15日、25日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

【市会】

△ 横浜市会会議規則の一部を改正する規則【議事課】

2

市 会

横 浜 市 会 会 議 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 3 年 9 月 10 日

横 浜 市 会 議 長 清 水 富 雄

横 浜 市 会 規 則 第 2 号

横 浜 市 会 会 議 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 会 会 議 規 則 (昭 和 43 年 5 月 横 浜 市 会 規 則 第 1 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 中 「 議 員 は 」 の 次 に 「 、 公 務 」 を 、 「 出 産 」 の 次 に 「 、 育 児 、 看 護 、 介 護 、 配 偶 者 の 出 産 補 助 」 を 加 え 、 「 事 由 に よ り 」 を 「 や む を 得 な い 事 由 の た め 」 に 改 め 、 同 条 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

2 前 項 の 規 定 に よ り 出 産 を 事 由 と す る 欠 席 の 届 出 を し よ う と す る 議 員 は 、 出 産 予 定 日 の 6 週 間 (多 胎 妊 娠 の 場 合 に あ っ て は 、 14 週 間) 前 の 日 か ら 当 該 出 産 の 日 後 8 週 間 を 経 過 す る 日 ま で の 範 囲 内 に お い て 、 そ の 期 間 を 明 ら か に し て 、 あ ら か じ め 議 長 に 欠 席 届 を 提 出 す る こ と が で き る 。

第 67 条 中 「 委 員 は 」 の 次 に 「 、 公 務 」 を 、 「 出 産 」 の 次 に 「 、 育 児 、 看 護 、 介 護 、 配 偶 者 の 出 産 補 助 」 を 加 え 、 「 事 由 に よ り 」 を 「 や む を 得 な い 事 由 の た め 」 に 改 め 、 同 条 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

2 前 項 の 規 定 に よ り 出 産 を 事 由 と す る 欠 席 の 届 出 を し よ う と す る 委 員 は 、 出 産 予 定 日 の 6 週 間 (多 胎 妊 娠 の 場 合 に あ っ て は 、 14 週 間) 前 の 日 か ら 当 該 出 産 の 日 後 8 週 間 を 経 過 す る 日 ま で の 範 囲 内 に お い て 、 そ の 期 間 を 明 ら か に し て 、 あ ら か じ め 委 員 長 に 欠 席 届 を 提 出 す る こ と が で き る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。